

# 第55回 競争政策研究センター公開セミナー

---

新たな商習慣の定着のために  
～下請法から取適法へ～

## 講演 3 取適法の意義・評価、今後の課題

東洋大学 多田 英明

# 講演の構成

---

- I はじめに
- II 取適法の意義・評価
- III 取適法の今後の課題
- IV むすびに代えて

# 1 はじめに

---

## ○下請法令和7年改正 ⇒ 取適法へ

- ・「企業取引研究会報告書」（令和6年12月）を受けた平成15年改正以来の抜本的な大改正
- ・同報告書に示された「価格転嫁の環境整備」をはじめとする「適正な取引に向けた環境整備」という課題について、実体面・手続面の両面に対応

## ○二段階の対応：取適法と独占禁止法による対応

- ・第一段階 取 適 法 取適法適用対象事業者（令和8年1月1日）
- ・第二段階 独占禁止法 取適法適用対象外事業者（令和9年4月1日）
  - ⇒ 優越ガイドライン改正（価格転嫁）、特殊指定策定（支払条件）、物流特殊指定改正（不当な荷待ち・荷役の禁止）

## ○取適法の意義・評価、今後の課題

- ・サプライチェーン全体での適正な取引に向けた環境整備の第一歩
- ・取適法による規制／独占禁止法による規制間の相違、事業法規制との相違

## II 取適法の意義・評価

---

### 第一段階：下請法改正

#### 1. 「下請」等の名称の変更

⇒題名：中小受託取引適正化法（取適法）

用語：委託事業者、中小受託事業者、製造委託等代金

#### 2. 適用対象取引の拡大：特定運送委託の追加（2条5項、6項）

⇒発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

#### 3. 適用対象事業者規模基準の変更：従業員基準の追加（2条8項、9項）

⇒製造委託等：300人、役務提供委託等：100人

#### 4. 手形払等の禁止（5条1項2号）

⇒手形払の原則禁止、支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難である支払手段の使用禁止

#### 5. 協議を適切に行わない代金額決定の禁止（5条2項4号）

⇒協議というプロセスに着目した規制

## II 取適法の意義・評価

---

### 6. 面的執行の強化

- ⇒報復措置の禁止の申告先に事業所管省庁主務大臣を追加（5条1項7号）
- 主務大臣等による指導及び助言に係る規定等の追加（8条）
- 委託事業者・中小受託事業者に関する情報の相互提供等（13条）

### 7. その他の改正事項

- **製造委託の対象拡大（2条1項）**

- ⇒専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等を追加

- **書面の交付等に係る規定の整備（4条）**

- ⇒中小受託事業者の事前の承諾の有無を問わず、電磁的方法により必要的記載事項の明示可能

- **遅延利息の対象拡大（6条2項）**

- ⇒減額を対象に追加

- **勧告に係る規定の整備（10条）**

- ⇒勧告時点において委託事業者の違反行為が是正されていた場合も再発防止策等を勧告可能

## II 取適法の意義・評価

---

### 第二段階：独占禁止法による規制の見直し

#### 1. 価格転嫁

⇒物流特殊指定の改正 ※取適法5条2項4号とほぼ同じ文言  
優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の想定例に追記

#### 2. 支払条件の適正化

⇒新たな特殊指定（「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」）の策定

#### 3. 着荷主規制

⇒物流特殊指定の規制対象に着荷主が発荷主の利益を不当に害する所定の行為（荷待ち・荷役）を追加

# III 取適法の今後の課題

## 1. 物流業における法適用

### (1) 取適法と物流特殊指定による規制

#### ○物流特殊指定のみが適用される取引※

- ・ 保管委託
- ・ 売買等を目的としない運送委託（例：事業上の理由による拠点間輸送）
- ・ 資本金要件、従業員要件ともに満たさないが、優越的地位要件を満たすもの

※松本博彬「運送・物流業界への独占禁止法規制の現状と特定運送委託の追加による影響」ジュリスト1615号29-30頁

#### ○遵守義務、支払遅延規制

	取適法（特定運送委託）	物流特殊指定
給付内容等の明示義務	4条	なし
遅延利息の支払義務	6条	なし
書類等の作成・保存義務	7条	なし
支払遅延規制	60日(3条1項)	代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと（1項1号）

# III 取適法の今後の課題

---

## (2) 国土交通省の事業法規制との関係

### ○物流二法（物流効率化法、貨物自動車運送事業法）の改正

### ○両法との整合性確保の必要性

- ⇒ 物流効率化法の荷主（第一種荷主、第二種荷主）の「継続性」要件  
貨物自動車運送事業法「12条書面」と取適法「4条明示」
- ・ 記載事項の相違
  - ・ 電磁的方法による交付における相手方の同意の要否

## 2. フリーランス法との整合性

### (1) 実体面

	取適法	フリーランス法
遅延利息の支払義務	6条	なし
自家利用役務	対象外（2条4項）	対象（2条3項2号）

# III 取適法の今後の課題

## (2) 手続面

	取適法	フリーランス法
明示義務に対する勧告の有無	なし	あり (8条1項)
勧告に従わない場合の命令権限	なし	あり (9条1項)
命令に従わない場合の刑事罰	なし	あり (24条1号)
独占禁止法との連動規定	あり (11条)	なし

### 3. 関係者への周知

#### ○新たに適用対象となる事業者

- ⇒ 第一段階 (取適法による規制) : 取適法適用対象事業者
- 第二段階 (独占禁止法による規制) : 取適法適用対象外事業者

#### ○アドボカシーの重要性

- ⇒ 取適法違反の未然防止

# IV むすびに代えて

---

## ○適正な取引環境の実現に向けて

- ・ 独占禁止法（優越的地位の濫用）、取適法、フリーランス法との一体的運用
- ・ 面的執行の重要性

## ○優越的地位の濫用規制の可能性

- ・ 社会規範（ソーシャル・ノルム）の変革
- ・ 取引上の地位の格差に起因する諸課題への対応

ご静聴ありがとうございました。